

阿見町下水道用グラウンドマンホール認定基準

1、目的

阿見町の公共下水道事業及び農業集落排水事業において使用する下水道用グラウンドマンホールを認定する場合に基準として規定する。

2、認定基準

阿見町下水道用グラウンドマンホールの認定については、下記の条件をみたすものとする。

- (1) 社団法人日本下水道協会の認定工場で製作されたものであること。
- (2) 阿見町長に阿見町下水道用グラウンドマンホール申請書を提出し、その内容が適正と認められたものであること。(様式1)
- (3) 阿見町下水道用グラウンドマンホール性能規定書に適合し、かつ阿見町が求める製品検査に合格したものであること。(様式2、様式3)

3、認定通知

認定基準に基づいて審査した結果は速やかに申請者に通知するものとする。
(様式4、様式5)

4、認定期間

阿見町下水道用グラウンドマンホール認定の有効期間は2カ年とする。ただし、新規申請の場合はこの限りでない。

5、認定の更新

阿見町下水道用グラウンドマンホール認定の更新については、その期間内に申請を行い、変更のない添付書類及び工場検査を省略することができる。

また、認定基準に基づいて審査した結果は速やかに申請者に通知するものとする。(様式6)

6、認定の取消し

認定した製品において、下記の事項が生じたときは、阿見町の認定を取消すものとする。(様式7)

- (1) 社団法人日本下水道協会の認定工場でなくなった場合。
- (2) 認定申請の内容が履行されなかった場合。
- (3) 不正や反社会的な事実が認められた場合。
- (4) 自ら廃業又は認定の取消しを申し出た場合。

7、その他

- (1) 阿見町が製品検査の必要があると認めたときは、認定期間内であっても適時製品検査及び書類の提出の請求を行うことができる。
- (2) 阿見町下水道用グラウンドマンホールの製品検査等に要する費用は、製造業者の負担とする。
- (3) この基準に疑義が生じた場合は、阿見町の指示もしくは両者の協議によるものとする。